

【自動車関係団体からのお知らせ】

自動車取得税・自動車税申告書（報告書）の記載事項について

山梨県では、自動車の登録手続きの際に提出していただく「自動車取得税・自動車税申告書（報告書）」について、各欄に“記載漏れ”がないようお願いしています。

特に、次の各欄に記載がない場合が多く見られますので、ご申告にあたっては、原則として、各欄の記載を確認のうえ、ご提出ください。

また、申告書の作成を代理人に依頼される場合は、代理人に生年月日などの記載項目がわかる資料をご提示くださるようお願いします。

- 納税義務者の生年月日 欄
- 納税義務者の電話番号 欄
- 納税義務者、所有者、使用者の氏名の“フリガナ” 欄

山梨県自動車税センター
電話 055-262-4662

指定整備事業協議会委員会が開催されました

◇日 時 12月11日（火）15：00～

◇場 所 （社）山梨県自動車整備振興会 会議室

◇出席者 雨宮会長、杉田副会長、大木監事、小松監事、田口委員、秋山委員、
今村委員、義見委員、羽田委員、緒方委員、白川（斎藤委員代理）

◇会議事項

1. 自動車検査員業務等研修会について

・日時 1月30日（水）13：30～

・場所 （社）山梨県自動車整備振興会 大講堂

2. 指定協主催セミナーの開催について

・日時 1月30日（水）15：45～

・場所 （社）山梨県自動車整備振興会 大講堂

3. その他

・指定整備工場の指定要件の緩和等の対策案（国土交通省）について

自動車検査員業務等研修会・セミナー開催のご案内

指定整備事業協議会では、昨年に引き続き検査実務に携わっている自動車検査員の疑問点等を解消するための「自動車検査員業務等研修会」を開催いたします。

この研修会は、自動車検査員としての業務を行う中で、「疑問に思っている、判断に困っている、実施している検査要領が正しいのか」等の疑問点等についてアンケートを12月に行い、多くの質問をいただきました。

研修会においては質問事項に基づいて、支局専門官・検査法人検査官がそれぞれ担当部門について説明することとしております。

つきましては、自動車検査員が行う検査業務の円滑化及び確実な実施を図るため、本研修会へ担当検査員の出席をお願い致します。

また、本研修会終了後、「指定整備事業協議会主催セミナー」を開催致します。このセミナーは、「選ばれる工場になるために～安心・安全を売って～」をテーマに、当協議会の（有）清里自動車秋山英年社長に講師をお願いし、今までの経験を交えながら厳しい時代に、安心と安全の整備をお客様に提供するための講演を行います。

事業者（事業場管理責任者）の皆様多数のご出席をお願い致します。

なお、認証工場の皆様も是非ご参加下さい。

◇日 時 1月30日（水）

- ・受付 13：00
- ・検査員業務等研修会 13：30～15：30
- ・指定協主催セミナー 15：45～17：00

◇場 所 (社) 山梨県自動車整備振興会 大講堂

◇受講料 無料